

第 9 回チーム医療推進会議 委員の主なご意見等

○ 診療放射線技師の業務範囲について

- 安全性を担保した上で業務範囲を拡大することについて了承。

○ 看護師特定能力認証制度骨子（案）について

- 「看護師が現在行っている医行為の中には、診療の補助に含まれるか否か明確でない、いわゆるグレーゾーンが存在する」 ことについて確認。
- 「いわゆるグレーゾーンの医行為を看護師が実施するためには教育を付加することが必要である」 ことについて確認。
- いわゆるグレーゾーンの医行為を安全に実施することができる看護師への教育及び能力認証を厚生労働大臣による認証とすることについて、以下の意見が出された。
 - ◆ 医師が診療行為の全てを実施することは不可能であり、法律制定時の昭和 20 年代の整理で対応し続けることには限界がある。
 - ◆ 特定行為が診療の補助として看護師も実施可能であることを明確にするためには、法律に規定する必要がある。
 - ◆ 特定行為を法令で規定することで、「一般の看護師が行う業務ではない」と誤認され、現在行われている行為が事実上実施されなくなるおそれがある。
 - ◆ 特定行為を位置付けた場合、それらを実施できる人や条件も法律により規定する必要がある。
 - ◆ 医師が常駐しない特別養護老人ホームや在宅領域において、患者のニーズを満たすためには厚生労働大臣の認証が必要であり、医療現場には十分受け入れられる。
 - ◆ 「国家試験による認証」を行うことは、現場に混乱をもたらすおそれがあり、職能団体が研修を行えばよい。

- ◆ 診療の補助の明確化と国に担保された教育となれば、医療機関ごとの研修の負担も軽減し、現場の医師の責任は軽くなるというメリットがある。
- ◆ 能力認証された看護師が包括的指示を受けて特定行為を行う場合、医師と看護師との責任関係があいまいになる懸念がある。
- ◆ 厚生労働大臣の認証とするというのであれば、特定看護師（仮称）養成調査試行事業及びチーム医療実証事業（特定看護師（仮称）業務試行事業）について検証する等を通して、慎重な議論を行ってからにすべきである。
- ◆ 特定行為に関して、薬剤師等他職種の業務範囲への影響についても議論した上で、法改正の是非を検討すべきである。